

転居に関するおもな手続き

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
住所	転居されたすべての方	住民異動届	・委任状(代理人の方)	税務町民課 町民係 (1階) 電話:0234-42-0133
	マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード電子証明書発行	・マイナンバーカード ・暗証番号	
	住民票の交付が必要な方	住民票交付申請	・委任状(代理人の方)	
保険 年金	国民健康保険に加入している方	国民健康保険 転居手続き	・国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ ・限度額適用認定証(お持ちの場合) ・限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの場合) ・特定疾病療養受療証(お持ちの場合) ※その場で差し替えます	税務町民課 国保係 (1階・あか色) 電話:0234-42-0152
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方		マイナンバーカードまたは資格確認書 ※資格確認書は後日郵送します	
	65歳以上の方 40歳以上で要介護認定を受けている方	介護保険資格異動	・介護保険被保険者証 ・本人確認書類(届出人のみ) ・介護保険負担割合証(交付されている場合) ・介護保険負担限度額認定証(//) ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(//) ※介護保険被保険者証等は後日郵送します。	保健福祉課 介護保険係 (1階・みどり色) 電話:0234-42-0150
高齢	介護保険市町村特別給付おむつ支給事業を利用している方	利用変更届		保健福祉課 介護保険係 (1階・みどり色) 電話:0234-42-0150
	介護保険市町村特別給付高齢者外出支援事業を利用している方	利用変更届		
	庄内町徘徊高齢者事前登録事業に登録している方	変更届	※高齢者支援係にお尋ねください	保健福祉課 高齢者支援係 (1階・みどり色) 電話:0234-43-0490
	高齢者等安心通報事業を利用している方	利用変更届	※高齢者支援係にお尋ねください	
	在宅高齢者軽度生活支援事業を利用している方	利用変更届		
	訪問理美容サービス事業を利用している方	利用変更届	町外に転出される方は、残った訪問理美容の利用券をご返却ください	
障がい	障がい者手帳をお持ちの方 (身体・療育・精神)	居住地等変更届	・各種手帳 ・マイナンバーカード	保健福祉課 福祉係 (1階・みどり色) 電話:0234-42-0149
	障がい福祉サービスを受けている方	住所変更	・マイナンバーカード	
	特別児童扶養手当を受給している方	住所変更	・マイナンバーカード	
	特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 心身障害児手当 を受給している方	住所変更	・マイナンバーカード	
	自立支援医療受給者証(精神通院、更生医療、育成医療)をお持ちの方	住所変更	受給者証 ※1~2ヶ月程度で交付	
	重度心身障がい(児)者医療費の助成を受けている方	医療証の住所変更	医療証 ※その場で差し替えます	
子ども	0歳~高校生の子どもがいる方	児童手当 住所変更 ※受給者の方が公務員の場合は、勤務先にてお手続きください。		子育て応援課 子育て支援係 (1階・ピンク色) 電話:0234-42-0195
		子育て支援医療証 転居手続き	子育て支援医療証 ※その場で差し替えます	税務町民課 国保係 (1階・あか色) 電話:0234-42-0152
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当 住所変更 ※認定を受けている方	児童扶養手当証書(交付を受けている方)	子育て応援課 子育て支援係 (1階・ピンク色) 電話:0234-42-0195
		ひとり親家庭等医療証 転居手続き	ひとり親家庭等医療証 ※その場で差し替えます	税務町民課 国保係 (1階・あか色) 電話:0234-42-0152
	お子さん(幼・小・中学)の学区が変わる方	転校手続き等	※教育課へお寄りください 事前に幼稚園・小学校・中学校へご相談ください。	教育課 学校教育係 (2階・みず色) 電話:0234-43-0156

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
ガス・ 上下水道 ガス・上下水道の 使用を停止する方または開始する方	使用停止、使用開始申込み ※企業課および本庁舎の窓口、LINE、 FAX、電話で申込みできます		企業課業務係 (企業課庁舎) 電話:0234-42-0185
その他 犬を飼っている方	犬の転居(住所変更) ※電子申請ができます		環境防災課 環境衛生係 (3階) 電話:0234-43-0254

庄内町役場

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1
代表電話 0234-43-2211

開庁時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

手続きチェックシート

転居

町内で引越しされた方へ

住民異動届

新しい住所に住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・本人確認書類(右側のご案内をご確認ください)
- ・「マイナンバーカード」(お持ちの方のみ)
- ・国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、庄内町が交付した各種医療証等
- ・【代理人が届出する場合】委任状 ※ただし同一世帯の方は不要
- ・【外国人の方】「在留カード」または「特別永住者証明証」

忘れずにお持ちください

本人確認書類

町役場で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公庁が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの>

1点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険資格確認書
- ・各種福祉医療証
- ・顔写真付きの社員証 等
- ・年金手帳(※)
- ・学生証

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類として利用いただけます。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認します。

